

## ○佐久広域連合火災予防条例施行規則

平成 12 年 4 月 1 日規則第 24 号

### 佐久広域連合火災予防条例施行規則

(目的)

**第1条** この規則は、佐久広域連合における火災予防の目的を達成するため、消防法（昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。）及び佐久広域連合火災予防条例（平成 12 年条例第 28 号。以下「条例」という。）の施行その他消防上必要な事項を定めることを目的とする。

(立入検査証票)

**第2条** 法第 4 条、第 16 条の 5 及び第 34 条の規定により、消防長の定める証票は、別記様式第 1のとおりとする。

(火災警報発令の要件)

**第3条** 法第 22 条第 3 項の規定による火災警報は、おおむね次にかかげる気象状況において、消防長が必要と認めたとときに発令する。

(1) 実効湿度が 60 パーセント以下であり、最低湿度 40 パーセント以下であって、最大風速 7メートルを超える見込みのとき。

(2) 平均風速 10メートル以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのとき。

(たき火又は喫煙の制限)

**第4条** 消防長が法第 23 条の規定により、たき火又は喫煙の制限をするときは、これを告示し区域内にたき火又は喫煙の制限の制札を掲げるものとする。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

(出火の届出)

**第5条** 火災が発生したときは、当該消防対象物所有者、又は管理者は 3 日以内に消防長（消防署長）に別記様式第 2により届け出なければならない。

(変電設備の標識)

**第6条** 条例第 11 条第 1 項第 5 号（条例第 12 条第 3 項及び同条同項において準用する場合を含む。）の規定による標識は、幅 15 センチメートル以上、長さ 30 センチメートル以上で色は地を白色、文字を黒色とする。ただし、変電設備がある旨の標識の記入文字は「変電設備」、「変電所」又は「変電室」のいずれかにすること。

(気球の掲揚場所における立入禁止の標示)

**第7条** 条例第 17 条第 1 項第 3 号本文に定める立入を禁止する旨の標示は、幅 30 センチメートル以上、長さ 60 センチメートル以上で標識の色は、地を赤色、文字を白色とする。

(劇場等における「禁煙」等の標識及び喫煙所の表示)

**第8条** 条例第 23 条第 2 項の規定による「禁煙」「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」の標識は、幅 25 センチメートル以上、長さ 50 センチメートル以上とする。

2 [条例第 23 条第4項](#)に定める、喫煙所である旨の表示は、幅 30 センチメートル以上、長さ 10 センチメートル以上とし、色は地を白色、文字を黒色とする。

(少量危険物等の貯蔵所又は取扱所の標識)

**第9条** [条例第 31 条の2第2項第1号](#)([条例第 33 条第3項](#)において準用する場合を含む。)又は[条例第 34 条第2項第1号](#)の規定による標識は、幅 30 センチメートル以上、長さ 60 センチメートル以上の板で、色は地を白色、文字を黒色とする。

(1) 標識中、法別表で定める数量「指定数量」の5分の1以上、指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱っている旨の記載は「少量危険物貯蔵所」若しくは「少量危険物取扱所」とする。

(2) [条例別表第8](#)で定める数量以上の物品「指定可燃物」を貯蔵し、又は取り扱っている旨の記載は「指定可燃物貯蔵所」若しくは「指定可燃物取扱所」とする。

(定員表示板及び満員札)

**第 10 条** [条例第 44 条第1項第4号](#)に規定する劇場等の定員を記載した表示板及び満員札は次のとおりとする。

(1) 表示板は、幅 30 センチメートル以上、長さ 25 センチメートル以上の板で、色は地を白色、文字を黒色とする。

(2) 満員札は、幅 50 センチメートル以上、長さ 25 センチメートル以上の板で、色は地を赤色、文字を白色とする。

(防火対象物使用開始の届出書)

**第 11 条** [条例第 48 条](#)の規定による、防火対象物使用開始の届け出は、[別記様式第3](#)によって行わなければならない。

(火を使用する設備等の設置届出書)

**第 12 条** [条例第 49 条](#)の規定による[同条第1号](#)から8号の2までに定める設備の設置届出は、[別記様式第4\(イ\)](#)によって行わなければならない。

(1) [条例第 49 条](#)の規定による[同条第9号から第 13 号まで](#)に定める設備の設置届出は、[別記様式第4\(ロ\)](#)によって行わなければならない。

(2) [条例第 49 条](#)の規定による[同条第 14 号](#)に定めるネオン管灯設備の設置届出は、[別記様式第4\(ハ\)](#)によって行わなければならない。

(3) [条例第 49 条](#)の規定による[同条第 15 号](#)に定める水素ガスを充填する気球の設置届出は、[別記様式第4\(ニ\)](#)によって行わなければならない。

(簡易湯沸設備と給湯湯沸設備の区分)

**第 12 条の2** [条例第8条](#)及び[第8条の2](#)に規定する簡易湯沸設備及び給湯湯沸設備は、次のとおりとする。

(1) 簡易湯沸設備は、最大消費熱量が 12 キロワット以下の湯沸設備をいう。

(2) 給湯湯沸設備は、前号以外の湯沸設備をいう。

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

**第 13 条** [条例第 50 条](#)の規定による[同条](#)各号に定める行為の届け出は、別記様式第5 (イからヘ)によって行わなければならない。ただし、消防長(消防署長)が簡易と認める行為については口頭により届け出ることをさまたげない。

(指定洞道等の届出)

**第 13 条の2** [条例第 50 条の2](#)の規定による届け出は、[別記様式第5\(ト\)](#)によって行わなければならない。

(少量危険物等の貯蔵又は取扱の届出書)

**第 14 条** [条例第 51 条](#)の規定による指定数量の5分の1以上(個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあつては、指定数量の2分の1以上)、指定数量未満の危険物及び[条例別表第8](#)で定める数量の5倍以上(再生資源燃料、可燃性固体類等及び合成樹脂類にあつては、同表で定める数量以上)の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱いの届け出は、[別記様式第6](#)によって行わなければならない。

(安全装置)

**第 14 条の2** [条例第 31 条の2第2項第5号](#)及び[第6号並びに第 31 条の4第2項第4号](#)の規定による安全装置は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- (1) 自動的に圧力の上昇を停止させる装置
- (2) 減圧弁で、その減圧側に安全弁を取り付けたもの
- (3) 警報装置で安全弁を併用したもの

(通気管の基準)

**第 14 条の3** [条例第 31 条の4第2項第4号](#)([第 31 条の5第2項](#)において、よるものとされている場合を含む。)の規定による有効な通気管は、次の各号のとおりとする。

- (1) 管の内径は 20 ミリメートル以上とすること。
- (2) 先端の位置は建築物の窓等の開口部分又は火を使用する設備等の給排気口から1メートル以上離すこと。
- (3) 先端の構造は雨水の浸入を防ぐものとする。
- (4) 滞油するおそれある屈曲をさせないこと。

(タンク周囲への流出防止)

**第 14 条の4** [条例第 31 条の4第2項第 10 号](#)の規定による流出を防止するための有効な措置は、タンクの周囲にコンクリート又は鉄板等で造られた流出どめが設けられていること。

(危険物の量を表示する装置)

**第 14 条の5** [条例第 31 条の4第2項第6号](#)([第 31 条の5第2項](#)において、よるものとされている場合を含む。)の規定による危険物の量を表示することができる装置は、次の各号に掲げるいずれかとする。

- (1) 蒸気が容易に発散しない構造とした浮子式計量装置
- (2) 電気、圧力作動方式又はアイソトープ利用方式による自動計量装置

- (3) 金属管で保護した硬質ガラス管で、かつ、閉止弁を設けた計量装置
- (4) 上部計量口から計量棒で計量する装置(地下に埋設されたタンクに使用する場合には限る。)

(喫煙等の禁止場所の指定)

**第 15 条** [条例第 23 条第 1 項](#)の規定により、消防長(消防署長)が指定する場所は、消防法施行令(昭和 36 年政令第 37 号)第 1 条の 2 の防火対象物のうち次の各号に掲げるものとする。

- (1) 喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は危険物品を持ち込んでではない場所
  - イ 劇場、映画館又は演芸場の客席及び舞台
  - ロ 観覧場の舞台及び客席(喫煙にあつては、屋外の客席及びすべての床が不燃材料でつくられた客席を除く。)
  - ハ 公会堂又は集会場の舞台及び客席(喫煙にあつては、喫煙設備のある客席を除く。)
  - ニ キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール又は飲食店の舞台
  - ホ 百貨店等(延べ面積が、1,000 平方メートル以上のもの。)の売場及び通常顧客が出入りする部分(喫煙にあつては、食堂部分で喫煙設備のある場所を除く。)
  - ヘ 映画スタジオ又はテレビスタジオの撮影用セットを設ける部分
  - ト 自動車車庫又は駐車場(危険物品については除く。)
  - チ 屋内展示場で公衆の出入りする部分

(2) 危険物品を持ち込んでではない場所

- イ 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場(前号イ、ロ、ハに掲げる場所を除く。)

- ロ キャバレー、バー、ナイトクラブ、ダンスホール又は飲食店で公衆の出入りする部分
- ハ 車両の駐車場(旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。)

2 [条例第 23 条第 1 項](#)の消防長(消防署長)が指定する場所において、業務上喫煙し、裸火を使用し、又は当該場所に次に掲げる危険物品(常時携帯するもので軽易なものを除く。)を持ち込む場合の[同項](#)ただし書の規定による承認を受けようとする者は、当該行為を行う日の 3 日前までに[別記様式第 7](#)の申請書により申請しなければならない。

- (1) 危険物品
  - ア 法第 2 条第 7 項に規定する危険物
  - イ [条例](#) 33 条第 1 項に規定する可燃性固体類及び可燃性液体類(以下「可燃性固体類等」という。)
  - ウ 一般高圧ガス保安規則(昭和 41 年通商産業省令第 53 号)第 2 条第 1 号に掲げる可燃性ガス
  - エ 火薬類取締法(昭和 25 年法律第 149 号)第 2 条第 1 項に掲げる火薬類

(指定催しの指定)

**第 15 条の 2** [条例第 47 条の 2 第 1 項](#)の規定により消防長が別に定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 大規模な催しが開催可能な公園、河川敷、道路その他の場所を会場として開催する催しであって、予想される人出が1日 10 万人以上の規模であること。
- (2) 主催する者が出店を認める露店等の数が 100 店舗を超える規模の催しとして計画されている催しであること。

2 [条例第 47 条の 2 第 3 項](#)の規定による通知は、[別記様式第 8](#)を交付することにより行うものとする。

(火災予防上必要な業務に関する計画)

**第 15 条の 3** [条例第 47 条の 3 第 2 項](#)の規定による計画の届出は、[別記様式第 9](#)により行うものとする。

**第 16 条** [佐久広域連合火災予防条例](#)及び[同条例](#)施行規則に規定するもののほか、消防用設備等である旨を表示した標識の規格等は[別表第 1](#)のとおりとする。

2 第 15 条に規定する売場及び通常顧客が出入りする部分とは[別表第 2](#)のとおりとすること。

(公表の対象となる防火対象物及び違反の内容)

**第 17 条** [条例第 53 条第 3 項](#)の規則で定める公表の対象となる防火対象物は、令[別表第 1](#)(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16 の 2)項及び(16 の 3)項に掲げる防火対象物で、法第 17 条第 1 項の政令で定める技術上の基準又は同条第 2 項の規定に基づく[条例](#)で定める技術上の基準に従って屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならないもののうち、法第 4 条第 1 項に規定する立入検査においてこれらの消防用設備等が設置されていないと認められたものとする。

2 [条例第 53 条第 3 項](#)の規則で定める公表の対象となる違反の内容は、前項の防火対象物に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていないこととする。

(公表の手続)

**第 18 条** [条例第 53 条第 1 項](#)の公表は、前条第 1 項の立入検査の結果を通知した日から 14 日を経過した日において、なお、当該立入検査の結果と同一の違反の内容が認められる場合に、当該違反が是正されたことを確認できるまでの間、佐久広域連合消防本部ホームページへの掲載により行う。

2 前項に規定する方法により公表する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 前条第 2 項に規定する違反が認められた防火対象物の名称及び所在地
- (2) 前条第 2 項に規定する違反の内容(当該違反が認められた防火対象物の部分を含む。)

(3) その他消防長が必要と認める事項

(補則)

第 19 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 11 月 28 日規則第 9 号)

この規則は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 12 月 22 日規則第 6 号)

この規則は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 1 月 6 日規則第 2 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 24 日規則第 1 号)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 7 月 11 日規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 29 日規則第 3 号)

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 12 月 25 日規則第 4 号)

この規則は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 16 条関係)

標識の規格

根拠法文	規制事項 標識類の種類	寸法		色	
		幅cm	長さcm	地	文字
(消防法施行規則) 第 9 条第 1 項第 4 号	「消火器」「消火バケツ」「消火水 槽」「消火砂」又は「消火ひる石」 と表示した標識	8 以上	24 以上	赤	白
(〃) 第 14 条第 1 項第 3 号	スプリンクラー設備の制御弁で ある旨を表示した標識	10 以上	30 以上	赤	白
(〃) 第 14 条第 1 項第 6 号	スプリンクラー設備のスプリンク ラー用送水口である旨を表示し た標識	10 以上	30 以上	赤	白
(〃) 第 16 条第 3 項第 3 号	水噴霧消火設備、泡消火設備、 二酸化炭素消火設備、ハロゲン 化物消火設備又は粉末消火設	10 以上	30 以上	赤	白

第 18 条第 4 項第 10 号 第 19 条第 4 項第 15 号 第 20 条第 4 項第 12 号 第 21 条第 4 項第 14 号	備の自動起動装置である旨を表示した標識				
(〃) 第 18 条第 4 項第 10 号	泡消火設備のホース接続口である旨を表示した標識	10 以上	30 以上	赤	白
(〃) 第 25 条第 4 項第 2 号	消防機関へ通報する火災報知設備の押ボタンである旨の標識	8 以上	24 以上	赤	白
(〃) 第 27 条第 1 項第 2 号	避難器具である旨及びその使用方法を表示した標識	12 以上	36 以上	白	黒
(消防法施行令) 第 26 条第 2 項	避難口誘導灯及び通路誘導灯(避難口である旨を表示した緑色の灯火)	消防法施行規則 第 28 条の 3 第 1 項による大きさ		緑	白
(〃) 第 26 条第 2 項第 5 号	誘導標識(避難の方向を明示した標識)	10 以上	30 以上	避難の方向を示す矢印 白	

#### 備考

- 1 長さを、この表に掲げる最小限度の数値をこえる場合、短辺と長辺との比率を、この表に掲げる最小限度の数値のとおりとすること。
- 2 「消火器」の標識には、必要に応じ、普通火災用、油火災用、電気火災用等、その適応性を附記することもさしつかえないこと。
- 3 避難器具である旨の標識に表示する文字は「避難器具」とすること。ただし、避難ロープ、避難はしご等一般に普及している、用語については当該器具名をもってかえることができる。
- 4 誘導標識の表示面は、白色の地に避難口の方向を示す緑色のシンボル(シンボルと併記する文字を含む。)とすること。ただし、既存防火対象物にあっては表示面の地が緑色、矢印及び併記文字が白色であるものでもさしつかえない。

別表第2(第16条関係)

1 売場に含まれる部分

部分名	備考
(1) 物品販売部分	直接物品販売の用に供する部分をいい、ショーケース等直接物品販売の用に供する施設に隣接し顧客が商品の購入又は商品の選定等のために使用する部分(物品販売部分に隣接したストック場を含む。)
(2) 物品販売部分間の通路	物品販売部分の間に設けられた客用通路をいい、販売部分でない場所を通るもの、及び建物と建物を結ぶための上空通路、地下道等は含まない。
(3) ショーウインド	小売業者が自ら設けたショーウインドをいい、階段の壁に設けられたはめ込み式のウインドは含まない。
(4) ショールーム	商品の展示又は実演の用に供する施設をいう。
(5) サービス施設	手荷物一時預り所、買物品発送承り所、買物相談所、店内案内所、その他顧客に対するサービス施設をいう。
(6) 承り所等	写真の現像、焼付け及び引伸し承り所、クリーニング承り所、洋服及びワイシャツ等の仕立承り所、並びにカタログコーナー等をいう。
(7) 物品加工修理場	カメラ、時計、眼鏡、靴、その他の物品の加工修理場(食品等を販売するための直接必要な加工を行う場所を含む。)をいう。
(8) 食堂等	食堂及び喫茶室(厨房部分を含む。)等をいう。

2 通常顧客が出入する部分

部分名	備考
(1) 階段	従業員専用のものを除く。
(2) エスカレーター	
(3) エレベーター	従業員専用のもので及び荷物専用のものを除く。
(4) 連絡通路等	販売部分でない場所を通るもの及び建物と建物を結ぶための上空通路並びに地下道等(公共用通路を除く。)
(5) 催場	展覧会等の催しのために供される場所
(6) 休憩室	客用休憩室、喫煙室、その他これらに類する施設
(7) 公衆電話室	
(8) 便所	




(9) 屋上	物品販売部分で室内とみなされる部分は除く。
(10) ゲームコーナー	
(11) 兼営事業部分	理容室、美容室、医療施設等で売場又は通常顧客が出入りする部分に隣接して設けられているもの

## 様式第1(第2条関係)

様式第1(第2条関係)

### 表 面

<p>立 入 検 査 の 証</p> <div style="text-align: center;"><p>年 月 日 交付</p><p>第 分</p></div> <p style="text-align: center;">佐久広域連合消防本部 消防長</p> <p style="text-align: right;">㊟</p>	5.5 センチメートル
8.5センチメートル	

### 裏 面

所 持 者 職 氏 名
<p>本証は消防法第4条、第16条の5、第34条の規定により発行したものである。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 立入検査の際は本証を提示すること。</li><li>2 本証は立入検査以外に使用しないこと。</li><li>3 本証は本人以外貸与又は使用してはならない。</li></ol>

- 1 白地中央は金色章とする。
- 2 文字は黒色とする。

様式第2(第5条関係)  
 様式第2(第5条関係)

出 火 届 出 書

		年 月 日
(届出先) 消防長(消防署長)		
		届出者 住所 _____ 氏名 _____ 印
所管 所有者 理 又は 者	住 所	
	職 氏 名 年 令	
出 鎮 火 日 時	出 火	月 日 時 分
	鎮 火	月 日 時 分
出 火 場 所		
出 火 原 因		
焼 失 程 度		
損 害 見 積 額	建 物 内 容 そ の 他	円 計 円 円 円
死 傷 そ の 他		
備 考		

様式第3(表)(第11条関係)  
 様式第3(表)(第11条関係)

防火対象物使用開始届出書

年 月 日					
(届出先) 消防長(消防署長)					
届出者 住所(電話) 氏名					
所在地	(電話)				
名称			主要用途		
建築確認年月日			建築確認番号	第	号
消防同意年月日			消防同意番号	第	号
工事着手 年月日	工事完了(予定) 年月日		使用開始(予定) 年月日		
他の法令による許認可					
敷地面積	m <sup>2</sup>	建築面積	m <sup>2</sup>	延面積	m <sup>2</sup>
従業員数			公開時間又は 従業員時間		
屋外消火栓、動力 消防ポンプ、 消防用水の概要					
その他必要な事項					
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

様式第3（裏）

防火対象物棟別概要(第号)	用途		構造					
	種類	床面積 ㎡	用途	消防用設備等の概要				特殊消防用設備等の概要
				消火設備	警報設備	避難設備	消火活動上必要な施設	
階								
階								
階								
階								
階								
階								
階								
階								
計								

備考

- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 同一敷地内に2以上の棟がある場合には、棟ごとに様式第3の2に必要な事項を記入して添付すること。
- 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 建築面積及び延面積の欄は、同一敷地内に2以上の棟がある場合には、それぞれの合計を記入すること。
- 消防用設備等の概要欄には、屋外消火栓、動力消防ポンプ及び消防用水以外の消防用設備等の概要を記入すること。
- ※印の欄は、記入しないこと。
- 防火対象物の配置図、各階平面図及び消防用設備等の設計図書（消火器具、避難器具等の配置図を含む。）を添付すること。

様式第3の2(第11条関係)

様式第3の2(第11条関係)

防火対象物棟別概要追加書類

防火(第 号) 対象物棟別概要	用途		構造					
	種類 階別	床面積 ㎡	用途	消防用設備等の概要				特殊消防 用設備等 の概要
				消火設備	警報設備	避難設備	消火活動 上必要な 施設	
防火(第 号) 対象物棟別概要	階							
	階							
	階							
	階							
	計							
防火(第 号) 対象物棟別概要	階							
	階							
	階							
	階							
	計							
防火(第 号) 対象物棟別概要	階							
	階							
	階							
	階							
	計							
防火(第 号) 対象物棟別概要	階							
	階							
	階							
	階							
	計							

様式第4(イ)(第12条関係)

様式第4(イ)(第12条関係)

炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー  
 給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備設置届出書  
 ヒートポンプ冷暖房機  
 火花を生ずる設備・放電加工機

(届出先)		年 月 日	
消防長(消防署長)		届出者住所 (電話番号) 氏名	
防対象 火物	所在地	電話番号	
	名称	主要用途	
設場 置所	用途	床面積	㎡
	構造	階層	消防用設備等 又は特殊消防 用設備等
届 出 設 備	設備の種類		
	着工(予定) 年月日	竣工(予定)年月日	
	設備の概要		
	使用する 燃料・熱源・ 加工液	種 類	使 用 量
	安全装置		
取扱責任者の職氏名			
工施 工 事 者	住所	電話番号	
	氏名		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 階層欄には、屋外に設置する設備にあっては、「屋外」と記入すること。
- 4 設備の種類欄には、鉄鋼溶解炉、暖房用熱風炉、業務用厨房設備等と記入すること。
- 5 設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
- 6 ※印の欄は、記入しないこと。
- 7 当該設備の設計図書を添付すること。

## 様式第4(口)(第12条関係)

様式第4(口)(第12条関係)

急速充電設備  
燃料電池発電設備  
発電設備  
蓄電池設備  
設置届出書

(届出先) 消防長(消防署長)		年 月 日	
		届出者 住所 (電話 番) 氏 名	
防 対 象 火 物	所在地	電話 番	
	名 称	用 途	
設 置 場 所	構 造	場 所	床 面 積
		屋内(階)、屋外	㎡
	消防用設備等又は 特殊消防用設備等	不燃区画	有・無 換気設備 有・無
届 出 設 備	電 圧	V	全出力又は蓄電池容量 kW kWh
	着工(予定)年月日		竣工(予定)年月日
	設 備 の 概 要	種 別	キュービクル式(屋内・屋外)・その他
主任技術者氏名			
工 施 工 事 者	住 所	電話 番	
	氏 名		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 電圧欄には、変電設備にあつては一次電圧と二次電圧の双方を記入すること。
- 4 全出力又は蓄電池容量の欄には、急速充電設備、燃料電池発電設備、発電設備又は変電設備にあつては全出力を、蓄電池設備にあつては蓄電池容量(定格容量)を記入すること。
- 5 設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
- 6 ※印の欄は、記入しないこと。
- 7 当該設備の設計図書を添付すること。



様式第4(ハ)(第12条関係)

様式第4(ハ)(第12条関係)

ネオン管灯設備設置届出書

		年 月 日	
(届出先) 消防長(消防署長)		届出者住所(電話) 氏名	
防火対象物	所在地	(電話)	
	名称	用途	
届出設備	設備容量		
	着工(予定) 年 月 日		竣工(予定) 年 月 日
	設備の概要		
工事施工者	住所	電話	
	氏名		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 届出設備の概要欄に書き込めない事項は別紙に記載して添付すること。
- 4 ※の欄は、記入しないこと。
- 5 当該設備の設計図書を添付すること。

様式第4(二)(第12条関係)

様式第4(二)(第12条関係)

水素ガスを充てんする気球の設置届出書

年 月 日										
(届出先) 消防長(消防署長)										
届出者 住所 (電話 ) 氏 名										
設置請負者		住所 氏名		電話						
看視人		氏名		他名						
設置期間		掲揚		自		至				
		けい留		自		至				
設置目的										
設置場所		地名、地番		用途		立入禁止の方法				
		地上又は屋上の別								
充てん又は作業の方法				日時		場所				
				方法		ガス置場				
構	気球型				直径				材質	
					体積				厚さ	
揚網			材質				太さ			
造	電球の定格電圧				灯数				配線方式	
	電線の種類								直列、並列	
総重量								その他 必要事項		
支持方法		掲揚								
				けい留						
※ 受付欄					※ 経過欄					

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 設置場所附近の見取図、気球の見取図及び電飾の配線図（電飾を付設するものに限る。）を添付すること。

様式第5(イ)(第13条関係)

様式第5(イ)(第13条関係)

火災とまぎらわしい煙又は火炎  
を発生するおそれのある行為の 届出書

(届出先) 消防長(消防署長)		年 月 日	
		届出者 住 所 (電話 ) 氏 名	
発生予定日時	年	月	日 時 分から 日 時 分まで
発生場所			
燃焼物品名 及び数量			
目的			
その他必要な 事項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 その他必要な事項欄には、消火準備の概要その他参考事項を記入すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第5(口)(第13条関係)

様式第5(口)(第13条関係)

煙火打上げ、仕掛け届出書

(届出先) 消防長(消防署長)		年 月 日	
		届出者 住所 (電話 ) 氏 名	
打上げ 仕掛け	予定日時	から まで	
打上げ 仕掛け	場 所		
周 囲 の 状 況			
煙火の種類及び数量			
目 的			
その他必要な事項			
打上げ、仕掛けに直接 従事する責任者の氏名			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 その他必要な事項欄には、消火準備の概要その他参考事項を記入すること。
- 5 打上げ、仕掛け場所の略図を添付すること。

様式第5(ハ)(第13条関係)

様式第5(ハ)(第13条関係)

催物開催届出書

(届出先)		年 月 日	
消防長(消防署長)		届出者住所 (電話番号) 氏名	
防火対象物	所在地		
	名称	本来の目的	
使用箇所	位置	面積	客席の構造
		m <sup>2</sup>	
	消防用設備等又は特殊消防用設備等の概要		
使用目的			
使用期間		開催時間	
収容人員	名	避難誘導及び消火活動に従事できる人員	名
防火管理者氏名			
その他必要な事項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 使用する防火対象物の略図を添付すること。

様式第5(二)(第13条関係)

様式第5(二)(第13条関係)

水道断水届出書

年 月 日	
(届出先) 消防長(消防署長)	
届出者 住所 (電話 ) 氏 名	
断水 水予定日時	か ら ま で
断水 水 区 域	
工 事 場 所	
理 由	
現場責任者氏名	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人又は組合にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 断、滅水区域の略図を添付すること。

様式第5(ホ)(第13条関係)  
 様式第5(ホ)(第13条関係)

道 路 工 事 届 出 書

年 月 日	
(届出先) 消防長(消防署長)	
届出者 住 所 (電話 ) 氏 名	
工 事 予 定 日 時	自 至
路 線 及 び 箇 所	
工 事 内 容	
現 場 責 任 者 氏 名	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 工事施工区域の略図を添付すること。

様式第5(へ)(第13条関係)

様式第5(へ)(第13条関係)

露店等の開設届出書

年 月 日							
(届出先) 消防長(消防署長)							
届出者 住 所 (電話 )							
氏 名							
開設期間	自	年	月	日	営業時間	開始	時 分
	至	年	月	日		終了	時 分
開設場所							
催しの名称							
開設店数					消火器の 設置本数		
現場責任者氏名	(電話 )						
※ 受 付 欄					※ 経 過 欄		

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人又は組合にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 露店等の開設場所及び消火器の設置場所に係る略図を添付すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。



様式第5(ト)(第13条の2関係)

様式第5(ト)(第13条の2関係)

指定河道等届出書(新規・変更)

(届出先) 消防長(消防署長)		年 月 日	
		届出者 事業所名 (電話 ) 所在地 代表者氏名	
設置者	法人の名称		
	代表者氏名		
河道等の名称			
設置場所	起 点		
	終 点		
	経 由 地		
その他必要事項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ※印の欄は、記入しないこと。

3 河道等の経路図、設置されている物件の概要書、火災に対する安全管理対策書その他必要な図書を添付すること。

## 様式第6(第14条関係)

様式第6(第14条関係)

少量危険物貯蔵取扱い(廃止)届出書  
指定可燃物

(届出先) 消防長(消防署長)		年 月 日		
		届出者住所 (電話 番) 氏名		
貯蔵又は取扱いの 場 所	所在地			
	名称			
類、品名及び 最大数量	類	品名	最大貯蔵数量	一日最大取扱数量
貯蔵又は取扱 方法の概要				
貯蔵又は取扱場所 の位置、構造及び 設置の概要				
消防用設備等 又は特殊消防用 設備等の概要				
貯蔵又は取扱い の開始予定期日 又は期間		廃止 年月日		
その他必要な事項		廃止 理由		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 貯蔵又は取扱いの場所の見取図を添付すること。

様式第7(第15条関係)

様式第7(第15条関係)

禁止行為の解除承認申請書

年 月 日			
(届出先) 消防長(消防署長)			
申請者 住 所 氏 名			
火災予防条例第23条第1項の規定による指定場所における禁止行為について、 解除の承認を受けたいので下記により申請します。			
防火対象物	所在地	電話 ( )	
	名称	用途	
	関係者住所		
	氏名		
指定場所	指定番号	指定月日	
	階	階の用途	
	名称	場所の用途	
	構造	内部の仕上	
解除を受けようとする行為	種類	喫煙・裸火使用・危険物品持込み	
	期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	理由		
	内容		
行為者	住所		
	職業		
	氏名	(年令 才) 男・女	
火災予防上講じた処置			
※ 受 付		※ 経 過	

- 備考 1 指定場所の詳細図及び当該場所付近の概要図を添付すること。  
 2 行為者が2人以上の場合は、その所属、氏名、年令、性別等を記載した書類を添付すること。  
 3 ※欄には、記入しないこと。

様式第8(第15条の2関係)

様式第8(第15条の2関係)

指定催しの指定通知書

第 号  
年 月 日

(催しを主催する者) 様

佐久広域連合

消防長(消防署長)

印

佐久広域連合火災予防条例第47条の2第3項の規定に基づき、下記催しを指定催しとして指定したので通知します。

記

催しの開催場所	
催しの名称	
催しの開催期間	

(教示)

この指定に不服のある場合は、指定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に佐久広域連合消防長に対して審査請求をすることができる。

また、この指定については、指定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に佐久広域連合を被告として指定の取消しの訴えを提起することができる(訴訟において佐久広域連合を代表する者は連合長となる。)

なお、この指定について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に佐久広域連合を被告として指定の取消しの訴えを提起することができる。

## 様式第9(第15条の3関係)

様式第9(第15条の3関係)

### 火災予防上必要な業務に関する計画提出書

年 月 日			
(届出先) 消防長(消防署長)			
届出者 住所 (電話 ) 氏名 (法人の場合は、名称及び代表者) 防火担当者 住所 (電話 ) 氏名			
別添のとおり火災予防上必要な業務に関する計画書を提出します。			
指 定 催 し の 開 催 場 所			
指 定 催 し の 名 称			
開 催 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日	開 催 時 間	開始 時 分 終了 時 分
一 日 当 た り の 人 出 予 想 人 員		露 店 等 の 数	
使 用 火 気 等	<input type="checkbox"/> コンロ等の火を使用する器具 <input type="checkbox"/> ガソリン等の危険物 <input type="checkbox"/> その他( )		
そ の 他 必 要 事 項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

#### 備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 □印のある欄には、該当の□印にレを付けること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。